

セクハラ・ブーム

あるいは「セックスしない新婚」現象にたいする：

→ 次回アガル・森田謙「女性＝性商品価値シフト仮説」の提案＝

豊國ノ子子孫ニシテモアリテ（豊國殿宮）子孫等ウイヘキヌモ  
各族ノハシアリソシタリ。立川徹庵謹問。為斯ニ答御聞セ西村氏也。 櫻井 芳生

〔釋名〕

本稿は、いわゆる「セクシャルハラスメント」という現象「それ自体」を対象とするのではない。そうではなく、現代日本において一時期盛んとなり、そしてすぐに下火となっただ、セクシャルハラスメントに対する「言及現象」（本稿では、これを「セクハラ・ブーム」とよぶ）を説明の対象とする。説明の仮説は、岸田秀のいわば「女性=性価値商品説を援用したものである。すなわち、青年女性の「商品価値」が、「性商品」としてのそれから「労働力商品」へのそれへと相対的にシフトしながらも、男性たちはそのことをいわば身を持って理解しておらず、そこに青年女性の自己把握と男性たちの彼女らに対する把握とのいわば「ズレ」が生じ、この「ズレ」を原因としつつまたこの「ズレ」を補正するような現象が「セクハラ・ブーム」であった、という解釈を、我々は提案する。この我々の「女性=性商品価値シフト」仮説の信憑性を高めるために、一部で喧伝されている「新婚夫婦がセックスをしなくなった」という現象に対しても我々の仮説が説明力をもつことをも述べる。最後に本稿の論述に対して多くの読者が不快感を持つことを予想し、その理由を考え、あわせて「社会問題」を扱う際のある「罠」について示唆する。

## [1] セクシャルハラスメントとセクハラ・ブームとの差異

いく人かの社会学者が、いわゆるセクシャルハラスメントを対象としての研究をはじめているようである。そのすべてを私は、フォローしたわけではないし、また深くペーパーを熟読したわけでもないので思い違いであったらゆるしてほしいのだが、その研究のおおくは、（おそらくその研究者自身が、女性であるか女性解放に関心をもっているかであ

るがゆえに) セクシャルハラスメントを告発する女性自身の視点と、その告発という社会現象が何故一時期にこれほど喧伝されつつすぐ喧伝されなくなってしまったかといふれば観察者の視点とを自覚的に区別していないのではないだろうか。ここでは、私は、このふたつを自覚的に区別することからはじめたい。ここでは、私は(私自身、女ではなく、セクシャルハラスメントの被害を(自覚的には)被っていないということにおそらく影響されてであろう)後者の観察者の視点・問題意識に立つ。あるいはこういってもいいだろう。私は、問題をふたつに大別するのだ、と。すなわち第一の問題系は、当事者の問題であり、それは、「セクシャルハラスメントとはなんであり、それは、なぜ生じ、どうすればなくすことができるか・・・等々・・・」といったものであろう。第二の問題系は、観察者の問題であり、それは、「なぜこの時期に「セクシャルハラスメント」としての告発と喧伝が大規模に日本社会において生じ、それがすぐ下火になってしまったか」という問題形式をとるだろう。以下、混同をさけるために後者の問題意識が対象とする社会現象を「セクハラ・ブーム」とよぶことにしよう。くりかえすが、私は、前者の問題意識が対象とするようないわば「セクシャルハラスメントそれ自体」ではなく、後者の「セクハラ・ブーム」を対象とするのである。(「はたして、後者の現象以外に前者にあたるような「社会現象」があるのであろうか」という疑義も生じうるであろう。これは、非常に面白い疑義だが本稿では検討しない)。

## [2] 岸田理論の「女性=性価値商品」説

ここで私が提案する仮説は、岸田秀のいわば「女性=性価値商品」説を援用したものである。岸田は、人類の赤ちゃんは、その養育に多大な労力が必要なため、種族保存のため、片親(岸田は、父親という)は、もう片親(岸田は、母親という)と子供とを養わなければならなくなった、という。しかし、岸田によると男には、このような母子を養うような「本能」はない。そこで男の性欲が利用された、という。すなわち、男をして、本能にはない負担を引受させるために、男の性欲を遮断し、女の肉体を「商品」化し、その商品を得るためにそれに見合う労働をせざるをえなくした、というのである。したがって、岸田によれば、婚姻制度とは、男に妻とそのうち生まれる子供を養う義務を引受せる代償に、妻の肉体を自由に性的に使用する権利を与える制度であり、いわば特定一者を対象とする

売春である。<sup>(1)</sup>

岸田は、触れていないようであるが、「職場の花」とよばれるいわゆる「OL」が、このような「性価値商品」の一つであることは、自明だろう。そこでは、直接性交の対象になるわけではないが（とはいっても、いわゆる「上司とOLの不倫」のように可能世界的には想定されていないわけではない）、多くは未婚の（すなわち「売れる前の商品」の）女性が、その性的魅力を振りまくことを自分の商品価値として、その代償としての給料を得ていることは否定できない。このことは、就職活動前の女子学生が、「いい会社」に入るために美容整形手術を受けたりすることからも推察される。またいわゆる一流の会社のOLと二流・三流の会社のOLをくらべると、前者のほうがいわゆる「美人」である（性商品的価値が高い）傾向がみいだされることからも、推察される。

### 〔3〕「性商品」価値シフト仮説の提案

さて、私の提案は、件の「セクハラ・ブーム」を生み出しそしてまた消滅させた原因は、以上のような、「OL」の「性商品」としての価値が相対的に（あくまで相対的に）「労働力」商品としての価値にシフトした、ということによる、というものである。いわゆる「女性の社会進出」（これは、近代社会の（男女）平等イデオロギーと資本制生産方式が固有に持つ「低賃金労働者」の必要性ならびに「低賃金労働者の高賃金化」傾向、そして、家事労働の機械化、という三つの要因が大きく効いているだろう）によって、青年女性労働者の「価値」が、以上のように性的魅力をふりまくということにたいする代償という割合を相対的に減少させ、（男性労働者と同様に）労働力の提供者としての「価値」を相対的に増大させた、という仮説である。さらに、このような「価値シフト」を、当の商品の「売り手」である「OL」は敏感に認知していたのに対して、その「買い手」である（多くの場合）男たちは認知が不十分であった、あるいは、いわば、「アタマ」では理解したつもりであっても、「身に染みて」はわかっていないかった、と思う。（註。いうまでもなく、「OL」という商品の買い手を単純に「男」と等置するのは過度の単純化である。かの「商品」の買い手は「雇用主」であるのに対して、本稿で登場する「男」の大部分は「被雇用者=社員」であり「商品」である点においてはOLと同資格であるからだ。しかし、男の「被雇用者」（OLの上司・同僚・部下）たちも、ある事情において、「雇用主

=女という商品の買い物手」と「共犯」とみなしうる。なぜなら、男の社員たちは、Oしたちが賃金に比して相対的に小さい労働力しか提供していないとみなしつつもその状況を黙認しているからだ。なぜ男の社員たちがこのような状況に不満を表明しないかといえば、Oしが小さい（とみなされている）労働力のほかに提供しているかの「性的サービス」の受け手にまさにこの男の社員たちがふくまれるからである。つまり、男の社員たちは、Oしたちが自分たちに対しても性的サービスをしてくれていることに免じて、彼女らが「給料に対して大した仕事をしていない（いうまでもないが、実際に彼女たちが大した仕事をしているかどうかは、ここでは問題ではない、そのように男たち認知されている、ということが肝要なのである）」こと許容しているのである。つまり、「性的商品」の「効用」の享受者として「男」は（雇用主であれ被雇用者であれ）ひとくくりにできるのである。その意味で「男」を「性的商品」の「買い物手」としてみなす単純化は、ここではゆるされる、と思うのである。周知のとおり、「セクハラブーム」における初期の男どもの驚きは、それまで「当然」もしくは「許容範囲内」と思っていた行いが、突如「いやがらせ=ハラスメント」として告発されだしたことである。これは、「OL」という商品が持つ「性的サービス」（くりかえすがこれは、性交にまで到らなくてもよい）という「使用価値」が減じたことを、その買い物手である男たちが認知していなかった、ということによって説明できる。すなわち、その「商品」の「売り手」である女は、自分という商品にふくまれる履行義務が相対的に言って性的サービスの度合いが少なく、労働力サービスの度合いが多いものと認知していたのに対して、その買い物手である男は、逆に、性的サービスの度合いが大きく、労働力としての度合いが少ないものとして認知していたのであろう。その「ズレ」が「ハラスメント=いやがらせ」としての告発を生じさせたのであろう。「売り手」=女にしてみれば「そこまで自分を売ったつもりはない」というわけである。商品の売りと買いに関しては、およそのような売り手と買い物手の認知のズレは、つきものかもしれない。しかし、この場合においては、女の側の認知（のシフト）にいわば社会的な現実性=リアリティーは味方をしていたようである。セクハラ・ブームのいわば前期において、女の側の「ハラスメント=不当なるおこない」としての告発が、みられる程の多くの頻度をもって生じ、それが社会的にある程度好意的に喧伝されたのは、女の側の認知シフトが社会的リアリティーをもっていたためだろう。そのためブーム的な「ハラスメント」として告発は、一定程度の社会的承認=正当性を得、男の側は、しぶしぶ、自分の認知の修正を余儀無くされたようである。このように、セクハラ・ブームの「ブーム」としての

性格は、このような「売り手と買い手の認知のズレ」を原因とし、その「ズレ」を社会的規模で補正した現象として見ることが出来るだろう。

#### [4] 「バスのひがみ」言説の位置づけ

セクハラ・ブームにおいて、告発する当事者（ならびにそのシンパ）を怒らせた男側の反応として、「セクハラの告発は、バスのひがみだ」とでもまとめられるような言説をあげることが出来るだろう。我々の仮説からは、この「バスのひがみ」言説がなぜ生じたかも位置づけられるよう思う。「バスのひがみ」言説が生成する背景には、女の側、男の側それぞれの認知上の事情=リアリティーが関わっていると思う。

第一に女側の事情について述べよう。ここに相対的に性的魅力が少ない（と自己認知し、そしてまた男たちに認知されている—以下同様—）「OL」がいたとしよう。彼女の自己認知からは、自分は性的魅力が少ないのであるから、そしてまた社会全体の趨勢として女性も性的価値ではなく労働力価値として雇用されつつあるのだから、自分は、あくまで（相対的に、性的商品としてではなく）労働力商品として雇用されている、と認知されるだろう。そして、自分が「同僚」のOLと比較して性的魅力が乏しいにもかかわらず同僚のOLと同等の賃金をあたえられているのは、その分自分は同僚よりも労働力的価値が高いがゆえ  
になら、と認知されるであろう。こうして、性的魅力がすくないOLにおいては、二重の意味で、自己を相対的に性的価値が低く労働力価値が高い「商品」として認知することがありそうなることとなるだろう。

このような自己認知をしているOLも、いまだ上述の認知シフトをしていない男たちに、他のOLと同等に性的商品として扱われることになる。しかし、くりかえすが、彼女は上述の二重の意味で自己を性的商品として認知していなかったのである。こうして、性的魅力の少ない女性においては、男たちのふるまいは、彼女の自己認知を他のOLよりもより大きく侵害することになる。いわば、彼女は、他のOLよりも相対的に大きく「プライド」を傷つけられるわけだ。ここに女の側の事情として、性的魅力が少ない女性の方がセクハラの告発をしその告発にシンパシーを持つ蓋然性が高まるメカニズムをみいだせると思う。

次に男の側の事情を述べよう。未だ上述の「認知シフト」をしていない男たちにとって、彼女は「労働力価値が他のOLと同じく小さいだけでなく、性的価値が他のOLよりも小

「いい」商品として認知されるだろう。すなわちいわば、同じ定価で買ったのに他と比べて効用が少ない「はずれ商品」として買い手の側には認知されるだろう。したがって、彼女の「買い手」は、「はずれ商品」をつかまされた消費者として、その商品（彼女）にたいして潜在的なひがみを持つ蓋然性が高まるだろう。ところが、まさにそのような彼女が前段落で述べた事情で「セクハラ」の告発をする蓋然性が高いのである。これは、彼女を性的魅力が少ない女性として認知している男たちにとっては実に意外な事態として男の目には映るだろう。しかも意外であるだけではなく、そもそも男にしてみれば「効用が少ないのにもかかわらず他の商品と同価格で買ってやった」商品が、すなわち相対的に優遇してやっている商品の方が、他の商品（性的魅力が大きい〇したち）よりも、「自分を性的対象として扱った」として告発のクレームをつけてくることになるのであここでは、男は、彼女に対して、意外感を持つのみならず、怒りをも持つ蓋然性がたかまるだろう。この意外感と怒りの転化として、男たちが彼女に対してもっていた上述の「ひがみ」が彼女に投影されるのではないだろうか。すなわち「彼女が性的価値が少ないにもかかわらず『性的対象としてあつかわれた』として我々男を告発するのは、彼女が、性的魅力が乏しいことそしてまたそれゆえ男たちから性的にちやほやされないことを、ひがんでいるからだ」となるのであろう。「セクハラの告発は、ブスのひがみだ」という類の言説が男たちのあいだから生じそれが一定程度の男たちの共感を得たのは以上のようなメカニズムによるのではないだろうか。

### 〔5〕 ブーム後期における「買い手」側の反撃

前々節でのべたとおり、セクハラ・ブームの前期においては、いわば「売り手」=女の側の一方的な勝利におわり、「買い手」=男の側は、自己の認知の修正を余儀無くされた。これに対して、ブームの後期において、「買い手」の側の反撃が生じたと思われる。そして、その反撃の結果、「売り手」と「買い手」のやりとりが一巡し、均衡点=相場に落ち着きつつあるのが現在の状況ではないだろうか。

ブームの前期においては、女の側・男の側の認知の「ずれ」は、女の側が社会的なアリティーを味方にしていた。性的商品から労働力商品へのシフトという女の側の自己認知は、それなりに、社会的実勢を反映していたようである。しかし、社会の実勢は、〇Lの

商品価値が性的な価値から労働力的な価値へシフトしたとしてもそれはあくまで「相対的」にそういえるだけであって、OLの性的商品価値がなくなるわけではなかったようである。ここに「買い手」の側の反撃の余地が生じる。すなわち「たしかに、OLという商品の効用の中に性的サービスを多く期待しそうかもしれない。しかし私たちは、性的サービスという効用が全く無い商品としてOLを買ったつもりはないし買うつもりもない。実際Oしたちは、男とおなじようには働いていないではないか（男の労働力商品とくらべて労働力としての効用がすくないではないか。その分、性的効用を買ってやっているのだ）。」とでもまとめられるような反撃である。前期の女の側の告発がいわば「そこまで自分を（割安に）売ったつもりはない」と翻訳できるものであったのに対して、ここでの「買い手」の側の反撃は「そこまでおまえを（割高に）買ったつもりはない」とでもいいうるものである。

一般に、商品の売り手（あるいは買い手）は、当の商品の価値（価格）を自分ひとりでは決定することができない。両者は、互いに自分の「言い値」を主張しあうことで、互いのギャップを認知しあいそのなかで妥協点＝均衡点を模索してゆくだろう。このようないわば「商談」に似たようなプロセスとして、セクハラ・ブームを位置づけることができるだろう。これが、「商談」にみえなかったのは、通常の「商談」が、商品の固定された効用をめぐって売り手と買い手がその価格を模索しあうプロセスであるのにたいして、セクハラ・ブームは、ある商品の価格の方を固定しつつ（すなわち「賃金」を固定したうえで）その「商品」（OL）の使用価値＝効用（この場合はその商品に付随する性的サービス）の量を模索するプロセスであったからであろう。しかし、いうまでもなく、商品の「価格」をその商品の（一定の個数ではなく）「一定の効用に対する相対的な値段」として定義しなおせば、このセクハラ・ブームというプロセスもなんら通常の「商談」とかわりないことはいうまでもない。

#### [6] 「セックスしない新婚」現象への解釈

一部の人々において、最近新婚の夫婦の間でのセックスの頻度が非常に低いことが言及されている<sup>(2)</sup>。私がここで提案した仮説は、この現象に対しても説明力を持つのではないだろうか。

先に私が援用した岸田理論ではこうであった、すなわち、女性は商品としての効用を持つ、それゆえ男は、それを獲得し、所有するために対価=商品価値を払う、というものであった。ここでは、いわばこの「逆」が生じつつあると思う。すなわち、女性の性商品としての価値=対価が低下した、それゆえ男にとってのその商品の（性的）効用も低下した、というようになったと思う。わかりやすくいえば、高く買った（買わされた）商品は、ありがたみが大きくそれだけよく使用するのに対して、安く買った商品は、それだけありがたみが小さくあまり熱心に使用しない（セックスの頻度が落ちる）のである。逆命題が必ずしも「真」でないのと同様に、このような展開は、もちろん誤謬推論でしかない。しかし、このような「誤謬推論」は心理の世界では常々生じていることであると思う。のみならず、このような「逆」が生じること自体、そもそも当初の「女性の性商品化」自体がある種の「転倒」によってもたらされていたことを示唆するのではないか。つまり、「女性の性的使用価値=効用」が超越的に存在しそれゆえ女性の「商品価値=交換価値」が生じた、のではなく、「女性が使用価値=効用を持つ」とされることと「女性が商品とされる=交換価値を持つとされる」ということがじつは同時成立的な事象ではないか、という視点に我々は導かれるのである。この「視点」は、「女性解放」の問題意識にとって大きな意義を持つだろう。しかし、この「視点」を、いまここでこれ以上私は展開できない。

[7] 読者であるあなたは、本稿にいいようのない不快感・嫌悪感を感じるだろう。それはなぜか？ あるいは、「社会問題」の「罠」

前々節までで述べてきたように、あらたな均衡状態の模索プロセスとしてセクハラ・ブームは、その役割を終えつつあるように私には思える。「ブーム」の以前に対してOLは、自分という商品を対効用比において「割高」に売ることに成功した（すなわち、以前と同じ賃金水準でありながら、その対価となる履行義務（この場合は、性的サービス）の量を減ずることに成功した）。それに対して、「買い手」の方も、以前よりは、「割高」になったとはいえ、依然として「性的商品」としてOLを買うことに成功しているように見える。そして、この新しい「折り合い点=均衡点=妥協点」を売り手・買い手の両者は受け入れつつあるように思う。

革變やみのまき〔原稿抄写〕＊のチラシで＊送付する回報の＊一か〔原稿用封筒〕の封ふるふる封印〔原稿封印〕の後、「はい」とゆそそがくお詫びのとおりアリ〔返信〕へおもひます。」いまこれを書いていて思うのだけれども、私のこのような叙述に、読者の（おそらくは女性である）多くはいいようのない不快感・嫌悪感・不満感を感じるのではないだろうか。「セクシャル・ハラスメント」という非常に「本質的」な問題をあつかいつつも、私のこの文章は、それを非常に皮相的なレベルで片づけているようにあなたは感じるのではないだろうか。

しかし、一般に「社会問題」とはこのようなものなのではないだろうか（この点は、いまこれをかきながら想いついたことなので、特に読者のみなさんの御批判を仰ぎたいのだが）。すなわち「社会問題とその解消」とは、じつは、社会をいわば「本質的に」えぐりだし変化させるものではないのではないだろうか。たとえば、ここで私が描いてみた「セクハラ・ブーム」という「社会問題とその解消」においては、女性が「商品」であるといういわば「本質」は、なんら質的に変化していない。そこにおいては、その商品を構成する使用価値のシフトといよいわば皮相的な変化が生じただけであった。本稿がこの「皮相的な変化」をただなぞったにすぎなかったことが、読者である「あなた」にとっての不満の源泉ではないだろうか。あなたの不満は、筆者である私にはよくわかる。そしてよくわかるのみならず、ここであなたが感じる不満感にある種の「可能性の中心」を、私は見出したいと思う。だが、まずは言っておきたい。筆者である私にいわせていただければ、あなたが本稿の論述に感じる「不満」の責は、筆者である私ではなく、「問題」を上述のように「解消」してしまった「社会」自身に帰せられるべきではないか、と。「社会学」の雑誌において「セクハラ」をあつかっているこの文章をよんでいるあなたは、おそらく、「セクハラ」のなかになんらかの「本質的な問題」をかぎつけているのではないだろうか。しかし、本稿は、その「本質的な問題」（ここではそれはたとえば「女性の商品化」であるかもしれない）に触れながらも、それをいわば「均衡論的ターム」におとしこんで、その「本質的問題」をなんら解決することなく「説明=解決」してしまっている。それゆえ、あなたは、いわば肩すかしを受けたようになり、本稿に不満を感じるのではないだろうか。しかし、くりかえすが、この不満のいわば責は、筆者である私ではなく、社会自体に帰せられるべきではないだろうか。社会自体が、「問題」を上述のように「解決」してしまっているのではないだろうか。しかし、くりかえすが、「社会問題」とは一般にこんなようなものではないだろうか。それはあ

る種の「本質的問題」を一つの原因として生じつつも、その「本質的問題」をなんら変革することなく「解決」してしまうのではないだろうか。しかし、当の「社会問題」になんらかの「本質的問題」がはらまかれているのを嗅ぎつけ、それが皮相的に「解決」されてしまうのに我慢がならない人々がいるだろう。それが、たとえば、本稿に不満を感じている「あなた」であり、それは、場合場合に応じて、「フェミニスト」とよばれたり、「哲学者」とよばれたり「知識人」とよばれたり「社会学者」とよばれたり「思想家」とよばれたりときには「よげん者」とよばれたりするだろう。ここに私は、あなたが本稿に感じる不満の「可能性の中心」をみいだしたい。しかし、ここは「可能性の中心」のみならず「あなた=知識人」をおとしいれるある「罠」も存在するように思われる。

その「罠」とは、当の社会問題に「本質的問題」がはらまかれているのを嗅ぎつけている「あなた」と、この社会問題に現に苦しみそれを告発している「当事者」と同一視してしまう、という「罠」である。そしてまた、現実の社会において進んでいくその「社会問題」の「解消」へむけての模索プロセスを、かの「本質的問題」の「解決」過程であると同一視してしまう、という「罠」である。もちろん、実際には、私がここで述べたような「当事者」と「知識人=あなた」という二分法は、強引すぎる。どのような「当事者」であっても、ここでいうような「知識人」的志向をもってはいるであろう。たとえば、「セクハラ」の例であれば、告発者=当事者は、（女性の商品化という）「本質的問題」に気がついており、それ自体が彼女の不満の源泉の一つでもあるだろう。しかし、その「告発」のゆくえは、大局的には、「社会問題の解決」的にすすんでしまうのではないだろうか。

ここには「社会問題」とその「解決」をめぐって微妙な問題が存在しているように思われる。この微妙な問題を考えるヒントを本稿をめぐってあなたが持つであろう不満から、我々は学びとることができるのでないだろうか。

#### 文献

- (1) 岸田秀「性差別は、文化の基盤である」『続ものぐさ精神分析』所収 1982年 中公文庫
- (2) 上野千鶴子・いとうせいこう・山崎浩一「一億二千万人が〈少女〉になる日」『エイティーズ』所収 1990年 河出書房新社

(御批判・御意見をぜひおよせください。〒166 杉並区成田東1-6-9 TEL 03-5378-9053)

## 正誤表

- p. 1 1.3 挿入 (執筆者) Goh Ben Lan (吳 明蘭)
- p. 19 1.29 誤) オートラリア 正) オーストラリア
- p. 22 1.2 誤) ニュージーラド 正) ニュージーランド
- p. 28 1.26 誤) 科学技術が 正) これについては科学技術が
- p. 29 1.13 誤) 科と婦人科 正) 産科と婦人科
- p. 30 1.6 誤) L. D. KLEIN 正) R. D. KLEIN
- p. 30 1.8 誤) L. D. KLEIN ed. 正) R. D. KLEIN
- p. 38 1.26 誤) ということになる。 正) ということになる (機能主義の条件1)。
- p. 43 1.16 誤) 第一に、商品化のもっとも 正) 第一に、商品化によるもっとも
- p. 43 1.17 誤) ではもちろん営業の自由を持つ。 正) にはもちろん営業の自由がある。
- p. 50 1.2 誤) Female Sexual Slavery. 正) Female Sexual Slavery.
- p. 50 1.4 誤) Sex, Violence and The Media. 正) Sex, Violence and The Media.
- p. 50 1.6 誤) 『わかりたいあなたのためのフェミニズム入門』 正) 『別冊宝島』85
- p. 50 1.8 誤) 『現代思想1－ポルノグラフィー』 正) 『現代思想』Vol. 18-1
- p. 50 1.17 誤) 『現代思想1－ポルノグラフィー』 正) 『現代思想』Vol. 18-1
- p. 50 1.20 誤) 『現代思想1－セックスの政治学』 正) 『現代思想』Vol. 17-10
- p. 50 1.21 誤) 『現代思想1－ポルノグラフィー』 正) 『現代思想』Vol. 18-1
- p. 50 文献追加 Rousseau, Jean-Jacques. 1761 Du Contrat Social. = 桑原・前川(訳)1954『社会契約論』  
岩波文庫。
- p. 54 1.12 誤) 思うのである。周知のとおり 正) 思うのである)。周知のとおり
- p. 56 1.10 誤) のであここでは 正) のである。ここでは
- p. 59 1.26 誤) していまっている。 正) してしまっている。
- p. 64 1.12 誤) Phänomenologische 正) phänomenologische
- p. 74 1.2 誤) Mic-hael 正) Michael